



許 可 証

横須賀市指令資廢第60号
令和 4年 4月 1日

住 所 神奈川県横須賀市内川二丁目5番50号

氏 名 株式会社リフレックス
代表取締役 本田 雅昭

横須賀市長 上 地 克 明



令和 4年 2月 7日付けで申請のあった一般廃棄物処分業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項の規定により、次のとおり許可する。

- 許可年月日 令和 4年 4月 1日
- 許可番号 第20号
- 許可の期限 令和 6年 3月31日
- 事業の範囲
 - 業務の種類 一般廃棄物処分業(中間処理 破碎、破碎・洗浄・乾燥・選別)
 - 廃棄物の種類 一般廃棄物(混合ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、廃乾電池、廃蛍光管)
- 許可の条件
 - 本市に提出した事業計画書に基づいて業を行うこと。
 - 破碎等処理は次の施設により行うこと。
 - 所在地 横須賀市内川二丁目5番50号
 - 種類及び能力 破碎施設 92.33t/12h
破碎等施設 19.2t/24h
 - 生活環境保全のため、本市の指示に従うこと。

書 換 事 由

遵 守 事 項

1 使用する処理施設について

- (1) 許可証に記載されている廃棄物の種類以外は、中間処理しないこと。
- (2) 中間処理後の廃棄物については、建屋内保管または容器保管で行うこと。

2 生活環境保全上の注意について

- (1) 処理施設は常に整備し、良好で清潔な状態を確保すること。
- (2) 中間処理の際の悪臭・騒音・振動に対しては防止措置をすることとし、廃棄物及び汚水が飛散することのないよう十分な措置をすること。

3 関連法規等について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同法施行令、同法施行規則等関係諸法令及び廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例、同施行規則を遵守すること。

4 許可後の諸手続きについて

申請事項の変更、実績報告書の提出、帳簿の記載等については、別紙「許可後の諸手続きについて」に従って、手続きを行うこと。